

**IT調達に係る課題解決へ向けた提言、
目指すべき方向性の検討に係る
情報提供依頼書
(RFI:Request For Information)**

令和 4 年 5月 16日

デジタル庁

戦略・組織G 調達支援・改革担当

目次

1. 概要	1
(1) 件名	
(2) 目的	
(3) 範囲	
2. スケジュール予定	2
3. 情報提供依頼実施期間	2
4. 情報提供の依頼内容等	2
(1) デジタルマーケットプレイスの導入	
(2) 1者応札状況を改善するための方策	
(3) アジャイル開発による調達を増やす方策	
(4) 総合評価落札方式の評価方法の見直し提言	
(5) 現状を踏まえた適切な予定価格の設定方法についての提言	
(6) 調達に関係した予算・会計制度の見直し提言	
(7) 業務見直しを伴う、政府調達のデジタル化の提言	
(8) IT調達を中心とした、政府調達の今後の目指すべき方向性	
5. 情報提供の取り扱い	4
6. 資料の提供方法	5
(1) 資料の形式	
(2) 提出期限	
7. 本RFIに関する質問	5
(1) 質問方法	
(2) 質問受付期間	
8. 照会先	5
9. 資料の問い合わせ先	5

1. 概要

(1) 件名

IT調達に係る課題解決へ向けた提言、目指すべき方向性の検討に係る情報提供依頼

(2) 目的

令和3年8月25日「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会 報告書」（以下、検討会報告書）においては、調達全般に係る課題として、柔軟で適切な調達プロセス、行政の調達・開発能力の強化、多種多様なベンダーの参加・適切なベンダーの選定、プロセスの明確化・透明性の向上等に関する論点も多数指摘された。

これに対応するため、デジタル庁では国内外のIT調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例を調査、整理を実施し、デジタル庁を始めとする政府IT調達に必要な施策の検討を実施する方向で議論を進めている。

令和4年度内においては、別途発注されている「IT調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」の調査結果等を用いて、今後、公的機関が情報システムを調達する際に、透明性、公平性、妥当性を確保しながら、円滑に調達を進めるためにデジタル庁等が実施すべき提言を整理する予定である。

IT調達の課題に対する調査研究に係る情報提供依頼（以下、「本RFI」という）では、現時点で顕在化している各種課題を解決するための提言や、まだ表面化していない潜在的な課題を洗い出すための新たな調査、そして課題解決を実施するための行動手法などについて、事業者等から広く意見を収集し、比較検討を行うものである。

(3) 範囲

別途発注されている「IT調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」において、各国における情報システムに係る調達類型や、デジタルマーケットプレイスプレイス等の海外事例の調査、ベンダーロックインや中小企業・スタートアップ企業の政府調達への参入促進に関する調査が行われており、令和4年9月末には、調査結果がまとめられる予定である。

本RFIにおいては、「IT調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」において中長期的な課題とされた点についての解決のための提言や追加で調査すべき内容、あるいは今後の政府調達の目指すべき方向性についての提案などを求めるものとする。事業者等の既知の知見だけでなく、仮説を元とした問題提起についても歓迎するものとする。

なお、「IT調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」の調査対象等については、必要に応じて提供するが、閲覧時には、資料閲覧に関する業務誓約書（別添1を参考）を提出すること。

2. スケジュール（予定）

令和4年

- ・ 5月 : R F I（本情報提供依頼書によるもの）
- ・ 6月以降 : 本 R F I 結果への対応、調達仕様書案等の検討
- ・ 8月頃 : 入札公告、提案書の審査及び受託者の決定
- ・ 10月以降 : 調査実施、提言の整理

令和5年

- ・ 2月 : 調査結果、提言内容取りまとめ

3. 情報提供依頼実施期間

令和4年5月16日 ~ 令和4年6月3日

4. 情報提供の依頼内容等

資料の作成に当たっては、契約期間（調査開始時期から、取りまとめ時期）や、日本における実現性を考慮した上で、実施可能なものを作成すること。

デジタル庁が認識している課題について、下記の通り記載を行うが、資料を提供する範囲・提案に含める内容については制限しない。

(1) デジタルマーケットプレイスの日本政府導入方策

海外の成功事例を背景とし、日本においても、デジタルマーケットプレイスの導入に対する気運は高まっている。別途発注されている「IT調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」でもデジタルマーケットプレイスの調査は予定されているが、英国・米国等での事例調査が中心で、日本に導入するためのロードマップやシステム要件など、実際に導入するために必要となる詳細な検討・提言は行われていない。

特に下記のような観点での提案を歓迎するものとする。

- ・ 基本的に英国のフレームワーク合意方式による制度を念頭に置いている中、日本における（効果が期待できる）対象は何かからどこまでを対象とすべきか
- ・ 自治体等も対象とすることを視野に入れているが、日本において実現するために解決すべき課題はなにか
- ・ フレームワーク合意の詳細を詰めるうえでの標準的な内容及びロードマップ
- ・ デジタルマーケットプレイス導入までのロードマップ
- ・ ガバメントクラウド、及び文具等の小物品等の購入（少額随契対象）のためのマーケットプレイスを別途予定しているが、これらとの整合性をどうとるべきか

- ・ デジタルマーケットプレイスのシステム構築に必要な諸経費内容及び見積額
など

(2) 1者応札状況を改善するための方策

デジタル庁では、1者応札状況を改善するため、ベンダーロックインを回避する仕様書の作成や、入札参加資格の緩和などの対策を講じているが、残念ながら抜本的な対策には至っていない。

本RFIにおいては、オープンソースソフトウェアの採用や、既存システムの設計情報等の詳細開示など、標準ガイドライン等で明記されている対応策以外の方策を歓迎する。ベンダーロックインを回避する方策や、各省庁・自治体への展開方法だけでなく、今まで政府調達に参加していなかった事業者の新規参入を促す方策についても歓迎する。

(3) アジャイル開発による調達を増やす方策

現状、府省庁におけるIT調達では、ウォーターフォール型開発が慣習化されているが、案件の内容によっては、アジャイル開発型が望ましい場合も少なからずある。デジタル庁として、案件の特性を踏まえた上で、ウォーターフォール型だけでなく、アジャイル開発型も選択可能とすべく、アジャイル開発用の調達仕様書の整備を進めている。今後、各府省や自治体へ展開するにあたり、効果的にアジャイル開発による調達を増やす方策の提案を求める。

(4) 総合評価落札方式の評価方法の見直し提言

総合評価落札方式の評価方法（評価基準、配点、技術点・価格点の比率、など）に対する提言や、案件の性質に対応した最適な評価方法区分案の提示などを、広く求めるものである。

(5) 現状を踏まえた適切な予定価格の設定方法についての提言

適切な予定価格が設定されないことで、予定価格内で落札者がいない入札不落や、逆に低入札価格調査基準価格以下での落札が発生している。また、総合評価落札方式で提案内容が優れている事業者でも、予定価格を1円でも超えた場合は失格となるという仕組みにより、評価の対象からも外れてしまうという課題も認識している。

本RFIにおいては、より適切な予定価格を策定するための方法、検証方法などを、広く求めるものである。

(6) 調達に関係した予算・会計制度の見直し提言

会計制度は、会計法が制定された昭和22年から大枠は変わっておらず、IT調達に必ずしも考慮されていないと考えている。その為、従量課金となるクラウドサービスの契約や、民間で行われている契約金額の前金払い・概算払い、単年度予算からの次年度への繰り越しなど、より柔軟な対応を求める声もある。

本RFIにおいては、上記を含めた幅広いIT調達を行う上で制限となっている予算・会計制度への指摘や見直しの提言を求めるものである。

(7) 業務見直しを伴う、政府調達のデジタル化の提言

電子入札、電子契約など、政府調達のデジタル化は進んでいるものの、調達にかかる事務手続きにおいてまだ十分ではないと認識している。

本RFIにおいては、調達、入札、契約に係る事務手続きの見直しを含めて、政府調達のデジタル化について、将来的な全体像の提言を求めるものである。

(8) IT調達を中心とした、政府調達の今後の目指すべき方向性

上記を除き、日本政府のIT調達の目指すべき方向性について、自由な提言を求める。

5. 情報提供の取り扱い

本RFIにおいて、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- ・ 本RFIは、IT調達の課題等に関して、提案・提言等について、広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではないこと。
- ・ 本RFIにおいて、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本RFI終了後に返却すること。
- ・ 本RFIに対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- ・ 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁から提出された資料等の内容等について照会または追加の資料提供を依頼する可能性があること。
- ・ 本RFIの実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- ・ 本RFIにおいて提供を受けた提案、資料等は返却しないこと。
- ・ 提供を受けた提案、資料等については、IT調達の課題等に関して検討するデジタル庁の本事業の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、提供者に断りなく他者には提供しないこと。
- ・ 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様

書に反映する可能性があること。

6. 資料の提供方法

(1) 資料の形式

資料については、下記に記載する提出先に、E-Mailにて提出すること。提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(2) 提出期限

令和4年6月3日（金曜日）18時とする。

7. 本RFIに関する質問

本RFIに質問がある場合は、以下のとおりとすること

(1) 質問方法

別紙の質問表に記載し、下記に記載する照会先にE-Mailにて問い合わせることとし、件名については「RFIに関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和4年5月16日（月）～令和4年5月30日（月）12時

(3) 質問方法

別紙の質問表に記載し、下記に記載する照会先ににて問い合わせることとし、件名については「RFIに関する質問」とすること。

8. 照会先

デジタル庁 戦略・組織グループ調達支援・改革担当
担当：成島（E-Mail:DaiNarush@digital.go.jp）
（Tel:03-6771-8254（直通））

9. 資料の提出先

デジタル庁 戦略・組織グループ調達支援・改革担当
担当：成島（E-Mail:DaiNarush@digital.go.jp）
（Tel:03-6771-8254（直通））